

**鳥取県告示第 441 号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡琴浦町大字金屋字八橋野 1 の 12、1 の 105 から 1 の 111 まで、1 の 119、1 の 121、1 の 122、1 の 134、  
1 の 165
- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅